

退職所得に係る市民税・県民税について

所得税と同様に、他の所得と区分して退職手当等の支払いの際に特別徴収することとされています。

令和4年1月1日現在、志木市に住所を有する方が令和4年中に退職手当等の支払いを受けた場合は、他の所得と区分して市民税・県民税を徴収してください。

① 納入方法

退職手当等が支払われる際に、計算・徴収し、徴収した月の翌月10日（金融機関等が休みの場合は、その翌営業日）までに特別徴収の納入書により納入してください。また納入申告書（納入書裏面）への記入を忘れずお願いします。

② 税額の計算

表1より「退職所得控除額」を求め、退職手当等の収入から差し引いた後の金額に1/2を乗じて得た額に、表2の税率をかけて計算します。ただし、役員等としての勤続年数が5年以内の方における役員退職手当等は1/2を乗じず表2の税率をかけて計算します。

また、**令和4年1月1日から**役員等以外でも勤続年数5年以下の方については、支払金額から退職所得控除額を引いた後、300万円以下の部分は2分の1が課税対象となり、300万円を超える部分は全額が課税対象となります。

退職所得に係る市民税・県民税の計算例

計算例 1（左記以外(6年以上)の例)

勤続25年で退職し、14,223,632円の退職手当を受けた場合

- 就職年月日 平成11年3月1日
- 退職年月日 令和4年4月25日
- 退職金の額 14,223,632円
- 勤続年数 24年1ヶ月 → 25年
*1年未満の端数がある時は、その端数は1年に切り上げます。

退職所得控除額（表1参照）

$$800万円 + 70万円 \times (25年 - 20年) = 1,150万円$$

退職所得の金額（収入金額 - 退職所得控除額）× 1/2

$$(14,223,632円 - 11,500,000円) \times 1/2 = 1,361,816円 \rightarrow 1,361,000円$$

*1,000円未満の端数がある場合は切り捨て

市民税額（表2参照）

$$1,361,000円 \times 6\% = 81,660円 \rightarrow 81,600円$$

*100円未満の端数がある場合は切り捨て

県民税額（表2参照）

$$1,361,000円 \times 4\% = 54,440円 \rightarrow 54,400円$$

*100円未満の端数がある場合は切り捨て

表1

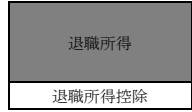

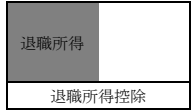
勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数 *80万円に満たないときは80万円
20年を超える場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※ 在職中に障がい者となったことにより退職した場合は、上記により計算した控除額に100万円が加算されます。

表2

税率	
市民税	6%
県民税	4%

表3

区分	法人役員等(勤続5年以下)	法人役員等以外(勤続5年以下)	左記以外(6年以上)
退職所得の金額	退職金 - 退職所得控除額	退職金 - 退職所得控除額のうち、 300万円以下の部分は2分の1が課税対象 300万円を超える部分は全額課税対象	(退職金 - 退職所得控除額) × 2分の1
			

計算例 2（法人役員等以外(勤続5年以下)の例)

勤続4年で退職し、5,505,300円の退職手当を受けた場合

退職所得控除額（表1参照）

$$40万円 \times 4年 = 160万円$$

退職所得の金額（収入金額 - 退職所得控除額）（表3参照）

$$(5,505,300円 - 1,600,000円) = 3,905,300円$$

$$\blacksquare 300万円以下(退職所得 \times 1/2) \dots 3,000,000円 \times 1/2 = 1,500,000円 \dots \textcircled{1}$$

$$\blacksquare 300万円超え \dots 905,300円(1/2控除なし) \dots \textcircled{2}$$

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} = 2,405,300円$$

市民税額（表2参照）

$$2,405,300円 \times 6\% = 144,318円 \rightarrow 144,300円$$

*100円未満の端数がある場合は切り捨て

県民税額（表2参照）

$$2,405,300円 \times 4\% = 96,212円 \rightarrow 96,200円$$

*100円未満の端数がある場合は切り捨て